

# 北海道法人企業投資状況調査 調査票の記入について

調査票は、インターネットまたは郵送による回答のいずれかの方法で提出が可能です。  
提出していただいた調査票は、統計法で定められた目的以外には使用いたしませんので、正確にご記入願います。  
また、この調査は法人のみを対象（注）としておりますので、手違い等により法人以外の個人、団体等に送付された場合は、提出していただく必要はありませんので、お手数ですが下記の問い合わせ先にその旨ご連絡ください。  
（注）本調査は、学校法人や宗教法人、社会福祉法人等会社以外の法人も対象とする調査となっております。

## 〔一般事項〕

- この調査票は、北海道内における法人の事業所（本社、支店、工場、店舗等）の設備投資状況等を調査することを目的としております。したがって、北海道内に貴法人の事業所が複数ある場合は、各事業所の数値を足し合わせた額をご記入願います（百万円未満四捨五入）。  
なお、北海道外に所在する事業所の方は、除外願います。北海道外分を除くことが困難な場合は、全国に占める北海道内の従業員数の割合等をもとに算出した値をご記入願います（百万円未満四捨五入）。
- たな卸資産、有形固定資産の新規取得額、減価償却実施額が全くない場合は、無記入とせず、（1）～（3）欄の百万円の位に「0」と記入して返送してください。  
(例) 

千億	百億	十億

 , 

億	千万	百万
		0

 百万円
- この調査票は、法人の決算期日によって年度の期間及び年度末の期日を表1のように定めています。したがって令和5年度の期間は下記の期間を、令和4年度の期間とはそれより1年前の期間を指します。

表1

年間1回決算法人			年間2回決算法人		
決算期	令和5年度の期間	令和5年度末	決算期	令和5年度の期間	令和5年度末
6月	令和4年7月～令和5年6月	令和5年6月	4、10月	令和4年11月～令和5年10月	令和5年10月
7月	令和4年8月～令和5年7月	7月	5、11月	令和4年12月～令和5年11月	11月
8月	令和4年9月～令和5年8月	8月	6、12月	令和5年1月～令和5年12月	12月
9月	令和4年10月～令和5年9月	9月	7、1月	令和5年2月～令和6年1月	令和6年1月
10月	令和4年11月～令和5年10月	10月	8、2月	令和5年3月～令和6年2月	2月
11月	令和4年12月～令和5年11月	11月	9、3月	令和5年4月～令和6年3月	3月
12月	令和5年1月～令和5年12月	12月			
1月	令和5年2月～令和6年1月	令和6年1月			
2月	令和5年3月～令和6年2月	2月			
3月	令和5年4月～令和6年3月	3月			
4月	令和5年5月～令和6年4月	4月			
5月	令和5年6月～令和6年5月	5月			

4. 調査票の返送は9月30日（月）までをお願いいたします。

調査票はインターネットによる回答が便利です。

※政府統計オンライン調査総合窓口からログインしていただきご回答いただく方法です。（PC、タブレット、スマートフォンも利用可能）

◆政府統計オンライン調査総合窓口のアドレス <https://www.e-survey.go.jp> 政府統計オンライン調査総合窓口 検索

◆ご回答に必要な調査対象者IDとパスワードは調査票に記載されております。

◆このほか、下記メールアドレス宛に電子メールで送付いただくことも可能です。  
【調査票提出用メールアドレス】  
[hkd-ky-hokkaido-houjin@gxb.mlit.go.jp](mailto:hkd-ky-hokkaido-houjin@gxb.mlit.go.jp)



◎内容にご不明な点がありましたら、下記へお問い合わせください。

〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目  
札幌第1合同庁舎  
国土交通省 北海道開発局 開発監理部 開発計画課  
計画総括推進スタッフ

TEL 011 (709) 2311 (内線5414)

◆「政府統計オンライン調査総合窓口」による回答方法等の詳細は、北海道開発局のホームページに掲載されている「オンライン調査利用ガイド」をご覧ください。

【北海道開発局のアドレス】

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/keikaku/ud49g7000000ipks.html>

表2 有形固定資産区分表

(2)欄の対象となるもの	対象とならないもの
1 建物及びその付属設備（住宅分は除く）	1 土地の購入費
2 構築物	2 居住用住宅及び居住産業併用建築物の住宅分
3 機械及び装置	3 既存の建物及び中古資産の購入費
4 船舶	4 営業権、工業所有権、試験研究費等の無形固定資産や繰延資産、有価証券等の投資資産
5 航空機、車両及び運搬具	5 取得価格が20万円未満の少額資産または耐用年数が1年未満の資産
6 工具器具及び備品	6 令和4年度から繰り返した建設仮勘定で令和5年度に本勘定に振り替えたもの（船舶や車両等の移動性償却資産及び重機械器具を除く。）
7 土地の造成費及び改良工事費	7 船舶や車両等の移動性償却資産及び重機械器具の建設仮勘定のうち令和5年度中に本勘定に振り替えないもの
8 その他（牛馬、果樹等特別に勘定科目を設定しているもの）	
9 令和5年度中に建設仮勘定を設定したもの（船舶や車両等の移動性償却資産及び重機械器具を除く。）	
10 船舶や車両等の移動性償却資産及び重機械器具の建設仮勘定のうち令和5年度中に本勘定に振り替えたもの	
11 令和5年度中に1年を超えるファイナンス・リース契約を新たに結び、有形固定資産として取得したとみなしたときの取得価格合計額（賃借料（リース料）ではない）	

※ 太字部分「建設仮勘定」については科目を設けている法人に対する項目です。

建設仮勘定とは、建物、機械、船舶、車両等の有形固定資産を取得する際のうち、取得するまでに時間を要する場合について、取得のために払った材料費、経費などを完成するまで一時的に計上しておくための勘定科目のことです。

表3 道内における主要業種表

（下記の表に該当がない場合は、主要な業種を任意にご記入ください。）

農業	〇〇卸売業、〇〇小売業 等
林業	銀行業、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業、金融商品取引業、保険業 等
漁業、水産養殖業	不動産取引業、不動産賃貸・管理業 等
鉱業、採石業、砂利採取業 等	医療業、社会保険・社会福祉・介護事業 等
総合工事業、職別工事業、設備工事業 等	学校教育、学習支援業 等
〇〇(※)製造業、繊維工業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、化学工業 等 (※)具体的内容まで記載願います。	農協、漁協、森林組合 等
電気業、ガス業、水道業、熱供給業、廃棄物処理業 等	宿泊業、飲食店、飲食サービス業 等
通信業、放送業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報製作業 等	法律事務所、建築設計業、測量業、物品賃貸業、広告業、警備業、持株会社 等
鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業 等	洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、自動車整備業、機械等修理業、宗教、政治・経済・文化団体、その他民間非営利団体 等

